事業者・労働者の皆様へ 鹿嶋労働基準監督署からのお知らせ

「改正労働基準法・労働安全衛生法」で活力のある会社を実現しましょう!

<ポイント>

・残業の上限規制

残業(時間外労働)とは、1日8時間。1週40時間(原則、特例事業場は週44時間)を超える労働のことで、労使協定(いわゆる36協定)を締結し所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

今般、残業(時間外労働)時間の上限が法制化され、月45時間、年間360時間以内を原則とし、特別で臨時的な仕事が発生した場合(年間6か月間まで)でも、年間720時間、2~6月平均80時間(休日労働と合わせて)、1か月100時間(休日労働と合わせて)以内で協定していただくこととなりました。

(ただし、建設事業、自動車運転業務、医師は2024年3月31日まで猶予、新技術・新商品または役務の研究開発業務は適用除外となっております。)

・年休の確実な取得

年次有給休暇が10日以上付与される労働者には、年休を与えた日から1年以内に5日の年休を時季を指定して 取得させることが必要です。

なお、この年休には半日休暇は含まれますが、時間単位の年休は含まれません。

・過重な長時間労働による健康障害防止措置の強化

時間外休日労働が1月あたり80時間を超え、本人の申し出がある場合は医師による面接指導を実施し、また、これ以外でも一定の場合は面接指導やその他準じる措置を講じるよう努める必要があります。

このため、事業者は労働時間の状況を把握し、時間外・休日労働が1月あたり80時間を超える労働者について 労働者本人及び産業医に労働時間等の情報を通知する必要があります。

> 改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

> > 【お問合せ】鹿嶋労働基準監督署 ☎83-8461

かしま灘楽習塾より 市民講師募集・ミニ講座開催のお知らせ

○市民講師募集

当塾は、生涯学習の市民活動の場です。あなたの得意な分野を広く多くの方に、講師となって教えていきませんか。教養・手作り作品・音楽・運動など様々な講座を、月1・2回ずつ1年間教えていきます。

【説明会期日】10月13日(水)、又は16日(土) 午後1時30分~

【説明会会場】かしま灘楽習塾事務局

【申込締切】10月12日(火)

○ミニ講座「はじめての家庭菜園講座」

【講座期日】9月25日(土) 午後1時30分~3時

【講座内容】家庭菜園を始めるにあたって、土壌づくり、肥料について、害虫対策のほか、なんでも質問コーナーを開催。

【講師】農業普及指導員 桐澤 政伸 氏

【会 場】鹿嶋市まちづくり市民センター 3階 講義室

【料 金】500円(資料代含む) 【募集期間】9月20日(月)まで

【お問合せ・申込み】かしま灘楽習塾事務局(鹿嶋市まちづくり市民センター内)

☎85-2601 火~金曜日 午前9時~午後4時

